

1 調査の名称

県民意識調査

2 調査の目的

令和5年度からの県の障害者施策の指針となる高知県障害者計画を策定するにあたり、高知県にお住まいの県民の方の障害福祉に関する意識を把握するため。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 高知県全域

(2) 属性的範囲 (■個人 □世帯 □事業所 □企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

高知県に居住する満20歳以上の県民

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

1,500人 (母集団の大きさ：約690,000人)

(2) 報告者の選定方法 (□全数 ■無作為抽出 □有意抽出)

県内市町村の選挙人名簿より、高知県に居住する満20歳以上の県民から層化二段無作為抽出法にて抽出

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (詳細は別添の調査票を参照)

- ・ 障害のある人と接する機会の有無
- ・ 障害者差別解消法や成年後見制度の認知度

(本調査には、意識等に関する事項も含まれる。詳細は調査票を参照。)

(2) 基準となる期日又は期間

調査票記入日現在 (調査実施期間中の任意の1日)

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

配布：高知県—民間事業者—報告者

収集：(郵送調査) 報告者—民間事業者—高知県

(オンライン調査) 報告者—高知県

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査 □調査員調査 □その他 ()

[調査方法の概要]

- ・ 調査業務を受託した民間事業者が、報告者に対して郵送により調査票を配布する。
- ・ 報告者は、調査票に記入し、郵送により民間事業者に提出する。または電子申請システムにより回答し、回答データを県が民間事業者に提供する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他 ()
(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：平成24年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和4年10月1日から10月17日